

# 第85回福岡市大規模小売店舗立地協議会 議事要旨

## 1 日時・場所

令和3年11月19日（金）10:00～11:20

福岡商工会議所 第2研修室（福岡商工会議所2階）

## 2 出席者

（委員）

村上委員、辰巳委員、山内委員、細村委員（代理：矢野）、大坪委員（代理：小林）

（その他）

本市関係課、事務局

## 3 議題

### （1）協議案件

- ・（仮称）福岡市青果市場跡地活用事業（新設）

### （2）報告案件

## 4 議事要旨

### （1）協議案件1

- ・（仮称）福岡市青果市場跡地活用事業（新設）

○各部会からの報告内容

交通部会：特に意見なし。

騒音部会：特に意見なし。

廃棄物部会：特に意見なし。

街並みづくり部会：特に意見なし。

○質疑・応答

- ・開業後のイベント等に関する情報があれば、追加説明をお願いしたい。

→街並みづくり部会資料の63・64ページに示されているが、事業者から確認している話として、立像の設置と壁面に映し出す形でのプロジェクションマッピングを定期的に行う予定と聞いており、床面にはスピーカーが設置されるとのことで、騒音部会においてはイベント音として評価している。

- ・イベント等での騒音の影響についても、説明をお願いしたい。

→36ページの予測対象の騒音発生源の中に、変動騒音：イベント演出音を示している。福岡以外の既存施設での演出の音量等を踏まえた音源出力を考慮して予測しており、予測結果を39ページのBに示している。Bは立像から筑紫通りを挟んだ正面付近に位置する地点であるが、こちらでは主たる影響は見えていない。大店立地法の環境基準値と照らしてみたところ、夜間は演出音が存在せず、昼間の等価騒音レベルの基準値は環境基準値を満たしている。騒音について、大店立地法上は基準値以内ということで問題ないとの評価が行われたが、これは事前の予測値に基づいた評価であり、事後の規制としては、当該店舗が騒音規制法の特設施設を設置している店舗と想定されるため、大店立地法とは別に騒音規制法での規

制が敷地境界においてかかることとなる。今回の予測値は東京の既存施設での演出音を踏まえたものであるが、反射音は予測値と異なることも想定されるため、オープン前の試験的なテスト又はオープン後できるだけ早い時期に現地での測定を行い、騒音規制法を遵守しているかどうか確認する予定である。

- ・騒音について、本件は、筑紫通りや、裏側には鉄道が走っているなど、元々騒音がある場所であり、鉄道に近い予測地点で基準値を少しオーバーしているものの、そのすぐそばには鉄道が走っている状況がある。店舗付近に騒音を更に発生させるものがある場合でも、基準値を守る必要があるのか、相対的なものなのか、確認したい。また、当該施設は屋上に運動場があって、地元の方が利用される可能性があると聞いている。地域の運動会が開催される場合などには、アナウンス等で大きな音が発生すると思うが、大店立地法上は問題ないとなるのか。

→1点目の質問については、音響的には住居の生活環境にあるため加算的にいくため、等価騒音レベル、エネルギー平均として評価する。長時間にわたる騒音マクロに対する大きさの判断、ノイズネスの評価値等、複合的に考えていかざるを得ない。単純に複合影響を見積もるといのは現実的には難しいため、それぞれの音源からの影響が基準を満たしていることをもって、生活環境を担保していこうというものである。そのため、今回はすぐ隣に大きな騒音を出す鉄道があるものの、この事業所から発生する廃棄物騒音等についても十分に配慮すべきであるということは、妥当な考え方と思われる。2点目の質問については、立像イベントと同様の扱いになってくるのかと考えており、現時点では、協議会として、検討の対象には含めていないというのが実情である。なお、グラウンドについては、有料貸出しだけではなく、地域の中学校の部活動等にも使っていただく予定と聞いている。騒音の影響はソフト面もかなり重要なポイントであり、地域との連携性や密接性というのは逆にプラスの方向に働いて、解決に向かうための機運にもなり得ると考えている。

- ・入店するスーパーでは、アルミ缶や瓶の商品等の販売予定はあるのか？

→出店予定のスーパーはまだ決定していないが、おそらくアルミ缶や瓶等の商品の販売はあると考えており、適正にリサイクルを行う計画となっている。

- ・資源物の店頭回収に関する記載で、アルミ缶や空きびんが二重線で消されていたため、それらの店頭回収を行う予定がないのではと思われたが、いかがか。

→現在のところ、出店スーパーも正式に決定しないため、現在のよう記載となっている。

- ・交通部会からの説明で、渋滞等の問題に対処するための協議会が既に開催されているとのことであったが、何か問題が出てくる可能性があるという認識のもと対応しており、問題内容によっては道路の改良等も必要と考えているとの理解でよろしいか。

→道路の改良等というよりも、どちらかというソフト系の対応である。具体的には、信号機の秒数の調整、交通規制関係では横断歩道の位置や速度規制等が考えられる。また、例えば、今回のような大規模施設では、開業後は駐車規制がかかっていない場所に路上駐車がなされるなどの可能性もあるため、交通規制をかけるなどの形で開業後の対策を立てていこうと考えている。

- ・開業後は、博多駅付近まで渋滞現象が発生して滞留するような事態を懸念していたが、ある程度制限をかけていくことで、問題が大きくなるような対応になるとの理解でよいか。

→開業後の対策として、開店時に渋滞を起こさないようにするか、いままさに協議中であり、設

置者にも対応していただいている。

- ・おそらく、大店立地法の範囲内で対応できるものではなく、大店立地法上は問題ないとなるが、現実的に問題が出てくる可能性があるため、対応の準備をしているという理解でよろしいか。  
→その理解で差し支えない。
- ・騒音部会や交通部会の意見については、大店立地法の権限を超えたところで問題発生に対応しなければいけない可能性があるため、問題発生の可能性があれば、各関係部署で随時対応しながら、改善を図っていく予定であると理解しておく。今回、キッザニアが入店予定であるが、キッザニアへの来店時は、1～2時間では帰らずに長時間店舗に滞在する可能性が高く、駐車場の出入りも頻回には発生しないと思われる。そこを踏まえ、設置者が施設内にどのくらいの人数を流入させようとしているのか、別部署での協議の中で話していただければ、対処もしやすくなると思われる。
- ・42ページに、地上設置広告物については地上からの高さが20m以下と示されている。しかしながら、60ページの展開図では付属品を含めると20mを超えているが、問題ないか。  
→立像については、地上設置広告物ではなく、その他広告物の扱いとなるため、高さ等の規格基準はなく、問題はない。

## (2) 報告案件

- ・住民意見書の提出もなく周辺生活環境に与える影響が軽微であるため、協議会での協議を行わずに「意見なし」として処理した3件について、会議資料を用いて概要を説明。
- ・今後の協議予定案件4件について概要を説明。